

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第8号

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を改正する規則

京都市学校職員の職名及び補職名に関する規則の一部を次のように改正する。

常勤職員の表中「京都市立〇〇総合支援学校副教頭」を「京都市立〇〇総合支援学校（本校）（分校）副教頭」に改める。

「
常勤職員の表中

京都市立〇〇高等学校司書
京都市立〇〇高等学校主任実習助手

 を
」

「

京都市立〇〇高等学校主任実習助手

 に改める。
」

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)